

子どもの権利条約と子どもへのまなざし運動

「子どもの権利条約」4つの原則

「子どもの権利条約」は、子ども(18歳未満)を権利をもつ主体と位置づけ、大人と同じく、一人の人間として持っている権利を認めています。さらに、大人へと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。また、全ての子どもに保障される権利のほかに、難民や少数民族の子ども、障がいのある子どもなど、特に配慮が必要な子どもの権利についても定めています。

「子どもの権利条約」には、次の4つの原則があります。この4つの原則は、それぞれ条文に書かれた権利であると同時に、条約で定められているほかの権利を考えると、常に合わせて考えることが大切です。

命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

(出典:公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ)

子どもの権利条約(抜粋)

- | | | |
|----------------------|----------------------|------------------------|
| 第1条「子どもの定義」 | 第14条「思想・良心・宗教の自由」 | 第27条「生活水準の確保」 |
| 第2条「差別の禁止」 | 第15条「結社・集会の自由」 | 第28条「教育を受ける権利」 |
| 第3条「子どもにもっともよいことを」 | 第16条「プライバシー・名誉は守られる」 | 第29条「教育の目的」 |
| 第4条「国の義務」 | 第17条「適切な情報の入手」 | 第30条「少数民族・先住民の子ども」 |
| 第5条「親の指導を尊重」 | 第18条「子どもの養育はまず親に責任」 | 第31条「休み、遊ぶ権利」 |
| 第6条「生きる権利・育つ権利」 | 第19条「暴力などからの保護」 | 第32条「経済的搾取・有害な労働からの保護」 |
| 第7条「名前・国籍をもつ権利」 | 第20条「家庭を奪われた子どもの保護」 | 第33条「麻薬・覚せい剤などからの保護」 |
| 第8条「名前・国籍・家族関係を守る」 | 第21条「養子縁組」 | 第34条「性的搾取からの保護」 |
| 第9条「親と引き離されない権利」 | 第22条「難民の子ども」 | 第35条「誘拐・売買からの保護」 |
| 第10条「別々の国にいる親と会える権利」 | 第23条「障がいのある子ども」 | 第36条「あらゆる搾取からの保護」 |
| 第11条「よその国に連れさられない権利」 | 第24条「健康・医療への権利」 | 第37条「拷問・死刑の禁止」 |
| 第12条「意見を表す権利」 | 第25条「施設に入っている子ども」 | 第38条「戦争からの保護」 |
| 第13条「表現の自由」 | 第26条「社会保障を受ける権利」 | 第39条「被害にあった子どもを守る」 |
| | | 第40条「子どもに関する司法」 |

子どもへのまなざし運動

佐賀市では、平成20年4月1日に、「佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例」を施行し、市民総参加で子どもを育む市民運動として「子どもへのまなざし運動」を推進しています。



命

自立

他者との
かかわり

子どもを
取り巻く
環境

子どもの権利を守るのは大人の役割です

私たち大人が「子どもの権利」を尊重し、子ども一人一人の声をしっかりと聴くことが大切で、それが「子どもへのまなざし運動」につながると考えます。

「子どもへのまなざし運動」では、子どもを育む上で、時代の移り変わりに左右されない「命」「自立」「他者とのかかわり」「子どもを取り巻く環境」という4つの視点から「大人の行動指針」を提案しています。



子どもへのまなざし運動

【大人の行動指針】



ユニセフホームページに、子どもの権利条約についての詳しい内容や成り立ちなどが掲載されています。

詳しくはこちらをご覧ください。

【子どもの権利条約】



【問合せ】

佐賀市松原二丁目2番27号 バルーンミュージアム3F

佐賀市教育委員会 社会教育課

子どもへのまなざし運動・若者支援推進室

電話 40-7354 FAX24-2332